

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和6年1月5日付けで行った児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

令和5年9月29日午前11時頃から同20分頃までの間、〇〇区役所本庁舎1階総合案内において、本件配偶者が「児童手当・特例給付認定請求書」及び「健康保険に子の加入手続を行うための仮マイナンバー交付申請」の窓口を教えてほしいと申し出たところ、応対した職員から「戸籍に登録がないと全ての手続ができない」旨の返事があった。出生届提出証明のある母子手帳（〇〇区役所に出生届をしたときに証明を受けたもの）を持参したと伝えるも、重ねて同旨の返答があり、担当窓口の案内が行われなかったことから戸籍に登録されるのを待って同年10月6日に配偶者が（児童手当・特例給付の）請求手続を行ったため、同年10月支給を受けられなかった。

（本児らの出生届をした）〇〇区役所で戸籍登録に時間を要することを告げられていたので、出生届提出証明により諸手続をする目的で（本件配偶者は〇〇区役所に同年9月29日に）行った。未熟児出産のため早く手続を済ませたいという思いであったが、不適切な窓口案内のために認定請求が遅延した。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 4月15日	諮問
令和7年 7月23日	審議（第102回第3部会）
令和7年 8月18日	審議（第103回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当の支給要件

児童手当法（以下「法」という。）4条1項1号は、手当の支給要件について、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを対象とすると定める。

同条3項は、同条1項1号の場合において、父及び母が児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすと定める。

(2) 認定手続

法7条1項は、児童手当の支給要件に該当する者（法4条1項1号から3号までに係るものに限る。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないと定める。

児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法7条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されている（『五訂児童手当法の解説』110頁（中央法規出版、平成25年）参照）。

(3) 支給開始月

ア 法の定め

法8条2項は、児童手当の支給は、受給資格者が法7条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始めると定める。この例外について、同条3項は、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始めると定める。

イ 解釈

法8条3項にいう「災害その他やむを得ない理由」により認定の請求ができなかつた場合とは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があつたため、認定の請求ができなかつたことが客観的にみて容認できる場合であると解されている。また、月末に児童が出生した場合についても、通常、出生日の属する月に認定請求を行うことは困難と考えられるため、出生の日の翌日から15日以内に認定請求を行えば、出生日の属する月の翌月分から手当が支給されるものである、と解されている。また、「やむを得ない理由がやんだ」とは、認定の請求をすることができない客観的な障害がなくなつたことをいう、と解されている（『五訂児童手当法の解説』122頁及び123頁（中央法規出版、平成25年）参照）。

ウ 児童手当Q&A集

「児童手当Q&A集（令和4年7月19日版）」（内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室作成。以下「Q&A集」という。）問2-6（答）は、月末に児童が出生し、出生日から15日以内に（請求者が）認定請求した場合について、請求者の所得よりも配偶者の所得が高いことが出生日から15日を過ぎた後（翌月）になつて判明したというような場合は、その配偶者が、受給資格を有すると知つた日の翌日から15日以内に請求を行えば、児童が出生した翌月分から支給して差し支えないとする。

2 本件処分についての検討

- (1) 本件処分は、本件配偶者請求の却下により、児童手当の受給資格が

請求人にあることが判明し、それを知った日の翌日から15日以内に本件申請がされたものとして、法8条2項及びQ&A集・問2-6(答)に則り、本件配偶者請求があった日の属する月(令和5年10月)の翌月(同年11月)から支給を開始するものとしたものである。

これに対し、請求人は、本件配偶者が区役所の総合案内において児童手当の認定請求及び子の健康保険加入手続きのため仮マイナンバーの交付申請の窓口の案内を申し出たところ、戸籍の登録がないと何も手続きができないとする不適切な窓口案内を受けたことにより、本件配偶者請求が遅延し、出生の日の翌日から15日以内に認定請求をすることができなかったことから、出生日の属する月(令和5年9月)の翌月(同年10月)分から手当を支給すべき旨主張する。

- (2) 児童手当の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるとされるところ、受給資格者が住所を変更した場合又は台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、当該理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとされている(1・(3)・ア及びイ)。

本件において上記(1)のことを踏まえれば、本件配偶者請求について、やむを得ない理由により本児らの出生日の翌日から15日以内にすることができず、やむを得ない理由がやんだ日から15日以内にされたものといえる場合には、児童手当は、本児らの出生日の属する月の翌月から支給するのが相当と解される。

- (3) 処分庁の弁明によれば、区役所の総合窓口の業務は委託により実施されているところ、そこでの来庁者に対する対応は担当窓口を案内することに限られ、仮に児童手当の手続きについて尋ねられた場合は該当する担当窓口を案内しているという。児童手当の認定請求は、出生に伴ってされる一般的な手続であることから、総合窓口において、その担当窓口の所在を尋ねる来庁者も稀ではないとみられるが、少なくとも本件配偶者が受けたと主張するような対応が普段からなされていた事実はうかがえない。

そして、処分庁においては、母子手帳交付時に「児童手当・医療費助成のあらまし」と題する文書を個別に配付しているところ、当該文書には、戸籍上の処理がなされた後でなければ申請ができないと解さ

ざるえないような記載はなく、かえって、「誕生日・・・（中略）・・・の翌日から15日以内に申請してください。・・・（中略）・・・15日を過ぎて申請した場合、支給を受けられない月が発生することがあります。・・・（中略）・・・添付書類がそろっていない場合でも申請を受け付けますので、期限内にご申請ください」として15日以内の申請を促し、担当部署やその連絡先も明記され、ホームページにおいても同旨の案内がなされていることが認められるから、出生に伴う児童手当の認定請求に当たり、戸籍上の処理が完了している必要がないことは周知されていたとすることができる。

これらのことを考慮すると、本件配偶者請求については、本児らの誕生日の翌日から15日以内に認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合であって、やむを得ない理由がやんだ日から15日以内にされたものということは困難であるといわざるをえないから、本件処分において、本件配偶者請求があった日の属する令和5年10月の翌月である同年11月を支給開始月と認定したことが違法、不当であったということはできない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子